

平成 26 年度巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会 開催要綱 （案）

1. 趣旨及び目的

環境省では、東日本大震災をはるかに上回る規模の自然災害（以下「巨大災害」という。）に備え、平成 25 年度に「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」を開催し、廃棄物処理システムの強靭化に関する総合的な対策の検討を行った。平成 25 年度の検討の結果、地域ブロック内での連携や民間業者の協力が不可欠であること等が明らかとなり、発災前から地域ブロック毎に対策について協議を進める必要があること等を「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」（以下「グランドデザイン」という。）として、中間的にとりまとめたところである。

グランドデザインにおいては、巨大災害発生時における災害廃棄物対策として、

- ① 全国単位での災害廃棄物処理体制構築に向けた検討
- ② 地域ブロック単位での災害廃棄物処理体制構築に向けた検討
- ③ 制度的な対応に関する検討
- ④ 人材育成・体制の強化に関する検討
- ⑤ 災害廃棄物処理システムや技術に関する検討

等とされている。

本年度も昨年度に引き続き、標記、「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」（以下「委員会」という。）を開催し、巨大地震発生に備えて、地域ブロック毎に設置する地域ブロック単位での議論を踏まえ、廃棄物処理システムの強靭化に関する総合的な対策の検討を進めるものである。

2. 平成 26 年度巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会の設置及び運営

「平成 26 年度巨大災害発生時における災害廃棄物対策検討事業」を実施するにあたり、環境省から業務委託をされたパシフィックコンサルタンツ株式会社が、一般社団法人廃棄物資源循環学会（以下、「学会」という。）の協力を得て、具体的な災害廃棄物対策について検討するため委員会を設置し、その運営を行うものとする。

3. 委員会構成

- (1) 委員は、廃棄物処理、防災等の分野について知見を有する学術関係者、地域ブロックの都道府県・政令指定都市及び廃棄物処理・建設関係団体関係者、港湾関係者等で構成され、環境省が委嘱する。

- (2) 委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選により定める。委員長が委員会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (3) 本委員会においては、円滑な議論に資するため、委員長の指示により、ワーキンググループを開催し、実務的な検討作業を行うこととする。
- (4) ワーキンググループに参加する委員は、委員長が指名する。
- (5) 委員会の会期は平成27年3月31日までとし、委員の任期も同じとする。
- (6) 委員会では、必要に応じ、委員以外の知見を有する者から意見を聴取することができる。

4. その他

- (1) 委員会の庶務は、パシフィックコンサルタンツ株式会社が行う。
- (2) 委員会の招集は、委員長、環境省と協議の上、パシフィックコンサルタンツ株式会社が行う。
- (3) 委員会及び会議資料は原則公開とし、環境省ホームページにて傍聴希望を募り、希望者多数の場合は抽選で傍聴者を決定する。
- (4) ワーキンググループについては、実務的な検討作業を進めるため、会議、会議資料及びその議事録は非公開とする。
- (5) 委員会の会議録の公開は、環境省ホームページへの掲載により行うものとする。
- (6) その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別途定める。